明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○水先法施行令の一部を改正する政令（二二二）　二
〔省　令〕
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五一）　二
〔告　示〕
○アイヌ施策推進地域計画を認定した件（**内閣府**八一～八五）　二
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（**同**八六）　三
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**二五）
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**三八）
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**五）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一一〇）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**一四七）　五
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（**国土交通**七三二）　五
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件（**原子力規制委**九）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一〇八～一一二）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二二三）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**四九）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**八四、八五）　八
○海岸に関する件（**同**八六）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**六八）　八
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
国家試験
令和二年度十月情報処理安全確保支援士試験（経済産業省）　八
令和二年度十月情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験を除く）（同）　八
令和二年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　九
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
有権者申出方関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇水先法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（国土交通省）

1　二級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の範囲の上限を総トン数六万トン（危険物積載船にあっては、二万トン）とするとともに、三級水先人が水先業務を行うことのできる船舶の範囲の上限を総トン数三万トンとすることとした。（第一条関係）

2　水先区の名称及び区域のうち、尾鷲水先区を廃止することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和二年一〇月一日から施行することとした。